

みなかみ町地域ポイントシステム構築・運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

(1) 目的

地域のファンづくりやマーケティングへの活用が可能となる地域ポイントシステムを構築・運営することにより、多業種連携によるまちの稼ぐ力を強化させるとともに、地域内経済循環を促進することを目的とする。

(2) 業務名

みなかみ町地域ポイントシステム構築・運営業務

(3) 業務内容

別紙「みなかみ町地域ポイントシステム構築・運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 予算上限額

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

2. 選定方式及び選考日程

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式による。なお、この公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定し、必要な協議が整った場合に、その者と随意契約により契約を締結する。

(2) 選考日程

内容	期間
実施要項等の公表	令和元年6月18日（火）
参加表明及び質問の受付	令和元年6月18日（火） から 令和元年7月2日（火）正午 まで
資格審査結果の通知及び質問の回答	令和元年7月3日（水）まで
企画提案書類等の受付	令和元年7月3日（水） から 令和元年7月12日（金）正午 まで
審査の実施	令和元年7月16日（火）
審査結果の通知	令和元年7月17日（水）

3. 参加資格条件

(1) 参加資格条件

- ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- イ 他市町村の実施する地域ポイントシステムにおいて、導入実績を有する者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はみなかみ町暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、競争入札の参加資格を制限されている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われ、この手続が終了していない者でないこと。
- カ 租税等を滞納している者でないこと。

(2) 参加に関する留意事項

参加事業者は、次の各号にあげる内容について留意すること。

- ア 参加表明書の提出をもって実施要項等の記載内容を承諾したものと見なす。
- イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- ウ 町が提示する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- エ 参加事業者は本件提案の審査が終了するまでの間、審査員及び関係職員と接触（本実施要項等に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁止する。
- オ 参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格を有しなくなった場合、または提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 受付期間内に書類を提出できなかった場合
 - ③ 実施要項、仕様書に定める事項に適合しない場合
 - ④ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥ 著しく信義に反する行為があった場合

4. 参加表明及び参加資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を表明する場合は、次の各号にあげる書類を提出すること。なお、参加資格確認通知書発送用に 82 円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

ア 参加表明書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 2）

みなかみ町入札参加資格業者名簿に登録されていない場合は、次の①～④の書類も添付すること。

①暴力団排除に関する誓約書（様式 3）

②国税の納税証明書

申請日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可。

国税官署（税務署）発行の「その 3ノ3」様式
（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）

③登記事項履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

申請日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可。

④直近の決算に係る財務諸表（2 か年度分）

ウ 履行実績申出書（様式 4）

参加資格条件である履行実績について、その業務名称、業務概要及び履行期間等を記載したもの。各履行実績の契約書の写し等で業務に従事したことが確認できる資料を添付すること。必要に応じて、参考資料等の添付を認める。

（2）提出方法

令和元年 6 月 18 日（火）から 7 月 2 日（火）正午までの間に、下記「8. 事務局及び受付窓口」に示す受付窓口へ持参又は郵送等により提出すること。持参の場合は、土日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う。郵送等の場合は、発送状況等を追跡できるものとする。

（3）参加資格審査

参加表明書を提出した者のうち、資格要件を満たす者に対して参加資格がある旨を通知するものとする。

5. 質問の受付及び回答

本実施要項等に関する質問は、参加表明事業者が別に定める指定様式により行うものとし、令和元年 7 月 2 日（火）正午までに電子メールにより受け付ける。また、質問の回答については、全ての参加表明事業者に電子メールにより配信する。町が提示する資料及び回答書は、本実施要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

6. 企画提案書類の提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書類（表紙（様式5）及び企画提案書）

別紙の仕様書に基づき作成する。様式は自由とする。

イ 業務工程書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式6）

見積金額の内訳について、別途、貴社様式により作成し、積算根拠がわかるものを添付すること。

(2) 提出方法

令和元年7月3日（水）から7月12日（金）正午までの間に、下記「8. 事務局及び受付窓口」に示す受付窓口へ持参又は郵送等、及び電子メールの双方で提出すること。持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。郵送等の場合は、発送状況等を追跡できるものとする。

(3) 提出部数

6部（正1部、副5部）

(4) 留意事項

ア 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本町の判断により補足資料の提出を求めることがある。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案書にすべて帰するものとする。

エ 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。

オ 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

カ 提出された企画提案書等は、みなかみ町情報公開条例(平成17年条例第5号)に基づき、公開することがある。

キ 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7. 審査の方法

(1) 審査及び選定の方法

審査は、町が別に定める審査会において別表の審査基準に基づいて行うものとし、提出された企画提案書類に記載された内容及びヒアリング内容を勘案して総合的に最も優れた内容を提案した事業者を優先交渉権者として選定する。参加者が1社の場合、総合

的に優れていると判断すれば、優先交渉権者として選定する。審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や意義は受け付けない。

(2) 審査の日時及び場所

令和元年7月16日(火) 午後に、みなかみ町観光センター内会議室において審査を実施する予定。ヒアリングの時間や会場の詳細は、参加事業者に別途案内する。

(3) ヒアリング内容

ア 参加事業者からのプレゼンテーション 20分以内

プレゼンテーションは、提出した企画提案書類に基づいて行うものとし、資料の追加配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は認める。当日使用するプロジェクター、スクリーンは町で用意する。

イ 質疑応答 15分以内

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに全ての応募事業者に対して通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8. 事務局及び受付窓口

〒379-1313

群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744番地1 みなかみ町観光センター 2階
みなかみ町役場観光商工課 観光交流係 担当：大川

電話：0278-25-5028 (直通)

FAX：0278-62-3211

観光商工課代表メールアドレス：office-kanko@town.minakami.gunma.jp